

**公の施設と財政援助団体等
(千葉県美術館)の管理運営**

目 次

(監査のテーマ)

公の施設と財政援助団体等(千葉市美術館)の管理運営

第 1. 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度.....	1
3. 監査対象機関.....	1
4. 監査の実施期間.....	1
第 2. 監査の視点と方法.....	1
1. 監査のテーマ選定の背景と理由	1
2. 監査にあたっての着眼点.....	2
(1) 美術品の管理について.....	2
(2) 美術品の取得について.....	2
(3) 美術館入館料収入について	2
(4) 美術館の利用状況について	2
(5) 管理運営業務委託について	2
(6) 決算手続について.....	2
3. 監査の方法	2
第 3. 監査対象の概要	3
1. 千葉市美術館の概要.....	3
2. 管理団体（財）千葉市教育振興財団の概要.....	3
(1) 事業の概要：	3
(2) 市との関係：	3
3.（財）千葉市教育振興財団の過去 3 年間の業績・財産の推移	6
第 4. 監査の結果	7
1. 規定を整備すべきもの	7
2. 美術品の取得及び管理について	7
(1) 重要財産である美術品の管理簿が現物と不一致であり修正すべきもの.....	7
(2)（財）千葉市教育振興財団の管理簿の早期完成及び「備品明細一覧表」との照合が必要なもの .	7
(3) 美術品の現品確認(棚卸)をすべきもの.....	9
(4) 館外にある美術館所管美術品について預け証の授受が必要であるもの.....	9
(5) 寄託品の管理台帳を作成すべきもの	9
(6) 購入以来未展示であるので計画的に公開すべきもの	9
(7) 美術品の情報開示について	9

(8) 購入手続について改善すべきもの.....	10
(9) 美術品等取得基金からの買戻について適切にすべきもの.....	10
3. 美術館における事務管理等について.....	11
(1) 現金管理について適切にすべきもの.....	11
(2) 入場券の管理について適切にすべきもの.....	11
(3) 固定資産(備品)の管理について改善すべきもの.....	11
(4) 図録(貯蔵品)の管理について適切にすべきもの.....	12
(5) 事業費(請求書)の管理について適切にすべきもの.....	12
4. 付属施設の有効利用を検討すべきもの.....	13
5. 美術館の利用状況について.....	14
(1) 入場者数について.....	14
(2) 入館料(常設展)について.....	15
第5. トータルコストについて.....	17

報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。

公の施設と財政援助団体等(千葉市美術館)の 管理運営にかかる包括外部監査の結果

第1. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項による千葉市との包括外部監査契約に基づく監査

2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度

監査のテーマは、千葉市の公の施設である千葉市美術館の執行事務及び出資法人財団法人千葉市教育振興財団の監査とし、監査の対象年度は平成 12 年度とし、必要に応じて平成 13 年度及び過年度を対象にした。

3. 監査対象機関

教育委員会生涯学習部

財団法人 千葉市教育振興財団

4. 監査の実施期間

平成 13 年 7 月 9 日から平成 14 年 3 月 28 日まで

第2. 監査の視点と方法

1. 監査のテーマ選定の背景と理由

- (1) 厳しい財政状況の中で、公の施設に関する市民サービスも、市民利用施設の運営の合規性及び経済性、効率性を踏まえた視点からの検討が必要である。
- (2) 千葉市出資法人の財務事務が法令等に適切に準拠しているか、効率的な経営を行なわれているか等は市民にとっても関心の高い重要な課題である。
- (3) 従来は文化施策の有効性や文化的満足度といったものは数字的に測定することは困難とされていた。このため、トータルコストの試算を実施し、公の施設のうち芸術・文化振興の拠点施設である千葉市美術館について検討したい。

2. 監査にあたっての着眼点

(1) 美術品の管理について

美術品の受入・貸出・移管・廃却手続は適正に行われているか。

美術品の管理台帳の記録と定期棚卸手続は適切に行われているか。

寄託された美術品の受払手続は適正に行われているか。

保管庫の管理は適切に行われているか。

(2) 美術品の取得について

美術品等取得基金は設置目的に基づき適正に運用されているか。

美術品の取得手続は適正に行われているか。

(3) 美術館入館料収入について

入館料・貸出料等の設定の水準は適正か。

現金等の出納管理手続は適正に行われているか。

(4) 美術館の利用状況について

展示計画と実績は比較分析されているか。

入場者数増加の努力は行われているか。

施設は有効に利用されているか。

(5) 管理運営業務委託について

委託業務は契約等に基づいて適切に行われているか。

(6) 決算手続について

決算手続は適正に行われているか。

3. 監査の方法

この監査の実施にあたっては、公の施設である千葉市美術館と財団法人千葉市教育振興財団の管理運営手続が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼をおき、財務事務に係わる監査のほかに、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに現場視察等必要と認めた監査手続を実施した。

第3. 監査対象の概要

1. 千葉市美術館の概要

千葉市美術館(以下美術館とする。)は、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため、平成7年11月3日開設された(千葉市美術館条例第1条)。建物は中央区役所との複合施設であり総工費約160億円を投じて建設された。美術館の管理は財団法人千葉市教育振興財団(以下(財)千葉市教育振興財団とする。)へ委託している。

同第2条により、美術館の行う事業は次に掲げるものと定められている。

美術品及び美術に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること

美術に関する調査研究に関すること

美術に関する情報の収集及び提供に関すること

美術に関する講演会、講座等の開催に関すること

美術館の施設の提供に関すること

美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

市民にとって身近なものは展示であるが、そのみならず収蔵資料に関わる分野の専門家である学芸員を主体として日々調査研究にあたり、学術的な情報を提供している。美術品等の収集・保存と教育普及にあたっているのが美術館である。

2. 管理団体 (財)千葉市教育振興財団の概要

美術館管理の受託を行うとともに、美術品の収集・保存・展示や美術に関する教育普及活動を実施し、あわせて美術文化の交流・発展を目指した諸事業を展開し、もって市民文化の振興に寄与することを目的として平成7年4月1日に設立された。

当初(財)千葉市美術振興財団の名称であったが、生涯学習センターの開設に伴い、平成12年12月に現在の名称に改めた。

(1)事業の概要：

美術品等収集事業

美術品等保存事業

展示事業

調査研究事業

教育普及事業

施設活動事業

(2)市との関係：

基本財産2億円の出捐金はすべて千葉市からである。

千葉市美術館の美術品と美術品等取得基金

コレクションは美術館が様々な活動を行うにあたって核となるものである。

美術品収集の基本方針は、千葉県立美術館他県内美術館との機能分担と、首都圏の中における個性化に留意し次の3点から構成され、それぞれの分野において質の高い作品による体系化を目指している。

- ・千葉市を中心とした房総ゆかりの作家・作品
- ・日本文化の核を形成する近世以降の美術品
- ・現代美術

千葉市は美術品等取得基金(10億円)を平成2年度から美術品の機動的な取得のために有しており、平成12年度末において美術品は66億円(取得原価)、寄託品1億円(寄託年度の時価評価)にのぼる。

(表1)の「美術品購入高」は外部から購入した額であり、平成2年度以降はすべて基金により購入されている。基金から千葉市への買戻しは、当年度以降に予算の範囲でなされる(表2)。なお、所有権は基金から買戻す前であろうと、寄託美術品以外はすべて千葉市にある。

現在、美術品等取得基金による購入金額は、厳しい財政状況を反映して、翌年度以降の千葉市買戻高が予算制限され減少傾向にある。(図1)の通り平成3年度から6年度は美術館開館に備えて基金総額の10億円程度を毎年購入していたが、平成7年度から半分の5億円程度に抑えられ、9年度以降は2億円を上限に購入されている。

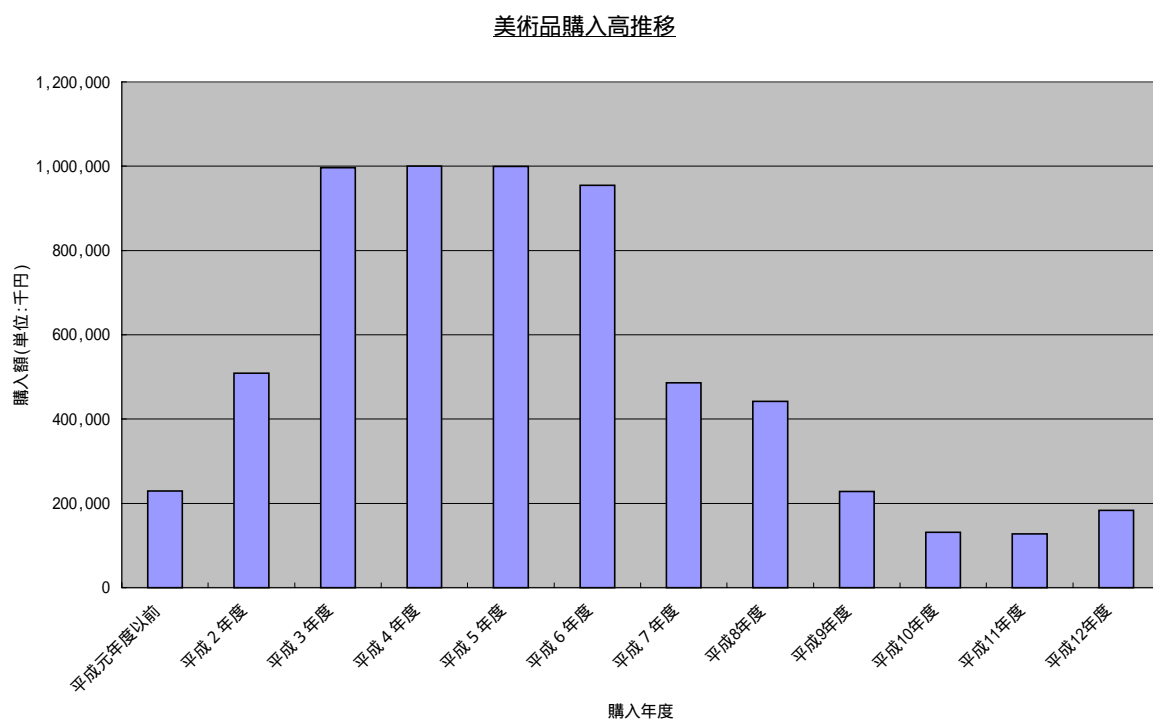
形式的には基金総額は10億円あるが、実質的に基金の現金は千葉市買戻後において5億円である。

(表1) 千葉市美術品取得状況

(単位:千円)

年 度	美術品 購入高	寄 贈	製作委託	移 管	小 計	寄 託	合 計
一 般 会 計							
平成元年度以前	228,945	82,540			311,485		311,485
基 金							
平成2年度	508,576	21,000			529,576		529,576
平成3年度	996,900	49,935			1,046,835		1,046,835
平成4年度	999,993	9,930			1,009,923		1,009,923
平成5年度	999,791				999,791		999,791
平成6年度	954,733	5,500			960,233		960,233
平成7年度	485,747	15,826	42,100		543,673	77,000	620,673
平成8年度	442,195	15,830			458,025	6,450	464,475
平成9年度	227,772	11,900			239,672	3,000	242,672
平成10年度	131,517	10,000			141,517		141,517
平成11年度	127,620	109,830			237,450	53,000	290,450
平成12年度	183,227	16,600		9,000	208,827	15,800	224,627
基金小計	6,058,071						
合 計	6,287,016	348,891	42,100	9,000	6,687,007	155,250	6,842,257

(図 1)



(表 2)千葉市美術品等取得基金の各年度末の状況

(単位:千円)

年 度	美術品	現 金	基金合計	美術品購入高	千葉市買戻高
平成2年度	508,576	491,424	1,000,000	508,576	-
平成3年度	996,900	3,100	1,000,000	996,900	508,576
平成4年度	999,993	7	1,000,000	999,993	996,900
平成5年度	999,791	209	1,000,000	999,791	999,993
平成6年度	954,733	45,267	1,000,000	954,733	999,791
平成7年度	985,747	14,253	1,000,000	485,747	454,733
平成8年度	942,195	57,805	1,000,000	442,195	485,747
平成9年度	727,772	272,228	1,000,000	227,772	442,195
平成10年度	631,517	368,483	1,000,000	131,517	227,772
平成11年度	627,620	372,380	1,000,000	127,620	131,517
平成12年度	683,227	316,773	1,000,000	183,227	127,620
合 計				6,058,071	5,374,844

平成7年度の買戻高が4億54百万円となり、前年美術品購入高9億54百万円との差が5億円となった。以後美術品等取得基金の内訳に5億円分の美術品が千葉市に買戻されず、常に存在することとなっている。

3. (財) 千葉市教育振興財団の過去3年間の業績・財産の推移

千葉市教育振興財団の業績及び財産の推移は(表3)及び(表4)のようになる。

低金利により基本財産(2億円)の運用収入(1)は減少している。事業収入の大半である受託事業収入(2)は千葉市からであり、受託事業費(3)と同額であり、その内容は美術館管理運営費・美術品収集事業費・展示事業費・教育普及事業費である。補助金等(4)は千葉市からであり、これによって収入と支出は、ほぼ同額となる。

(表3)収支計算書の推移

(単位：千円)

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度
基本財産運用収入(1)	1,446	718	673
会費収入	1,391	1,144	1,198
事業収入	217,322	191,025	172,006
美術館振興事業収入	29,670	13,159	11,432
物品受払収入	6,835	7,348	6,634
受託事業収入(2)	180,816	170,517	153,938
補助金等収入(4)	208,168	204,227	192,462
諸収入	977	3,777	1,170
特定預金取崩収入	1,681	0	0
当期収入合計	430,987	400,893	367,511
事業費	390,103	380,249	348,082
美術振興事業費	102,188	90,415	72,761
職員費	107,098	119,316	121,381
受託事業費(3)	180,816	170,517	153,938
管理費	38,461	19,334	18,133
役員費	28,055	9,115	6,666
事務管理費	10,405	10,219	11,466
特定預金支出	1,494	784	652
当期支出合計	430,058	400,368	366,868
期末貯蔵品棚卸額	0	0	2,561
当期正味財産増加額	928	524	3,204
前期繰越正味財産額	206,089	207,018	207,543
期末正味財産合計額	207,018	207,543	210,747

(表4)貸借対照表の推移

(単位：千円)

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度
流動資産	97,782	39,535	53,124
現金	635	485	516
普通預金	97,045	39,040	49,866
未収金・立替金・貯蔵品	100	9	(注) 2,740
固定資産	201,494	202,279	202,931
基本財産	200,000	200,000	200,000
退職給与引当預金	1,494	2,279	2,931
資産合計	299,276	241,815	256,055
流動負債：未払金・預り金	90,763	31,992	42,376
固定負債：退職給与引当金	1,494	2,279	2,931
負債合計	92,257	34,271	45,308
正味財産	207,018	207,543	210,747
(うち基本金)	200,000	200,000	200,000
(うち当期正味財産増加額)	928	524	3,204
負債及び正味財産合計	299,276	241,815	256,055

(注)平成12年度より自主事業分の図録は期末残高を貯蔵品として2,561千円を資産計上している。

第4. 監査の結果

1. 規定を整備すべきもの

千葉市美術館に係る条例・規則は、「千葉市美術館条例」と「千葉市美術館管理規則」とがある。これらが公の施設の設置及びその管理に関する事項の条例として制定されている（地方自治法244の2第1項）。しかし美術館の重要な財産である美術品の館外貸出しについて条例・規則の定めはなく、千葉市教育委員会の事務専決規程で「館長の専決による」とされているだけで事務取り扱い一切定められていない。また寄贈・寄託についても同様であり、受入その他手続が明確でない。貸出・寄贈・寄託について規定を整備し、それに基づいた運用管理を行われたい。

2. 美術品の取得及び管理について

美術品は千葉市の所蔵であり、「千葉市物品会計規則」において備品として扱われる。内、50万円以上の取得価額のもの重要物品として扱われ、「財産に関する調書」に記載される。

下記の問題点がある。

(1) 重要財産である美術品の管理簿が現物と不一致であり修正すべきもの

美術品の管理簿は「備品明細一覧表（重要物品）」である。これを元にサンプルで13件抽出し、美術品現物との照合をしたところ、その内の3件が明細に重複して記載され現品は10件しかなかった。重複物件はいずれも千葉市の物品管理システム化された年度の1996年登録であり、一斉にシステム登録されたものの、美術館の立ち上げ時期と重なりチェックが不十分であったものと推定される。しかし監査日現在において5年以上経過しており、その間適宜発見・解消されていなかったことが問題であり、他に重複がないとの確証は得られなかった。同システム内の合計数量が「財産に関する調書」に件数として記載される等、誤った数量が公表され続けている。重要財産である美術品の管理簿と現物の不一致があり、調査して修正されたい。

(2) (財)千葉市教育振興財団の管理簿の早期完成及び「備品明細一覧表」との照合が必要なもの

千葉市美術館の管理運営を受託している財団は、独自に美術品の管理台帳を1998年からシステム化しており、千葉市の「備品明細一覧表」より各々の美術品に係る情報量の多い管理システムを有している。これには作品一点ごとに取得年月日、取得金額、作者、作品内容、写真、展示履歴、貸出履歴等かなりの情報が入力され、必要に応じて分類集計され打ち出すことが可能となっている。しかし、ロケーションの情報が項目としてあっても使用されておらず、展覧会履歴等に入力漏れがあった。また、(財)千葉市教育振興財団で独自にシステム化した美術品管理台帳の内容を検討した結果、下記のような入力漏れ等が検出された。

現在の状況	件数	全データ件数に占める割合	原因及び修正すべき事項
a.「受入種別」欄が空白になっているもの	1,505 件	25.0%	受入種別が空白では、美術品の所有者すら確認することが出来ないため、漏れなく入力すべきである。
b.「受入種別」欄が「寄贈」または「寄託」になっているにもかかわらず、「購入額」欄に金額が入っているもの	33 件	0.6%	「寄贈」または「寄託」されたものについては「購入額」欄ではなく、「評価額」欄に金額を入力すべきである。
c.「受入種別」欄が「その他」となっているもの	8 件	0.1%	全て寄贈品であり、訂正入力すべきものである。
d.「受入種別」欄が「購入」となっているにもかかわらず、「購入額」欄がゼロ又は空白のもの	396 件	6.6%	全てセットで購入したもの。それぞれ一件ずつ「購入額」欄に金額が入っているデータが別途存在する。購入単位で「購入額」を付し、枝番管理するか、全体の購入額をそれぞれに配分すべきである。
e.「受入先名」欄が「文化課」となっているもの	395 件	6.5%	基金で購入する以前に文化課の一般会計予算で購入し、後日、美術館に移管したもの。受入先名を調査し、実際の名称で表記すべきものである。
f.「受入先名」欄が空白であるもの	2,538 件	42.1%	大口寄贈・購入等により一括して大量の美術品を受け入れたにもかかわらず、受入先名称を任意の一件に付したのみで済ませてしまっているもの。漏れなく入力すべきである。
合計	4,875 件	-	

上記の通り、一括で購入等行ったものについて入力漏れが非常に多い。入力漏れを無くすには、システム上、入力必須項目を設定するといった方策等が考えられる。物品管理上、少なくとも「受入種別」、「作品番号」(場合によっては「枝番」)、「作品名」、「作家名」、「受入先名」、「受入日」、「購入額」(又は「評価額」)は必須の入力項目であると考えられる。現物を管理するために必要不可欠な個所の入力は早急の実施されたい。作者の評価といった調査研究において随時判明するような項目は綿密な調査の上、随時入力すれば問題はない。

また例えば絵画 3 点セットものを 1 点と数えるか、3 点と数えるかその基準が明確ではない。現在、千葉市の「備品明細一覧表」ではセットものは 1 点として一行で登録されるが、財団ではセットの構成内容それぞれを全て詳細にシステム登録している。その結果双方の美術品点数が照合できないので、美術品管理システムの登録方法について調整を図られたい。

千葉市の重要財産である美術品の管理簿が現品を管理する(財)千葉市教育振興財団で十分に作成できていないことは適切でなく、早期完成が必要である。

また、市の保有している「備品明細一覧表」との照合が必要である。

(3)美術品の現品確認(棚卸)をすべきもの

美術館のセキュリティはかなりの配慮がなされている。しかし内部の現物管理体制には検討の余地がある。

現在美術品の現品確認(棚卸)は行われていない。従って美術品が紛失していても次回の展示まで手続的に発見される機会はない。美術品の番号管理、収蔵庫のロケーション登録を行い、棚卸を実施することが必要である。

(4)館外にある美術館所管美術品について預け証の授受が必要であるもの

美術館所管の美術品のうち、現在3点の美術品が千葉市の他の施設にあるが、なんら手続がなされていない。現物が美術館内に無いものについては預け証の授受等によって管理責任を明確にする必要がある(千葉市物品会計規則32条)。

(5)寄託品の管理台帳を作成すべきもの

寄託品について条例・規則の定めはないが、内部手続によって所定の書式が作成されている。点数も平成12年度末において16点、評価額も155百万円と増加傾向にあるので所有美術品に準じた管理台帳の作成が必要である。

(6)購入以来未展示であるので計画的に公開すべきもの

千葉市美術館では新規収蔵作品展を定期的に行っているため、最近取得したものは全て市民に公開されている。しかし平成8年度以前取得の美術品について下記未展示品がある。計画的に市民に順次公開されたい。

区 分	購入金額(千円)	点 数
近 世 絵 画	1,236	1
浮 世 絵 版 画	1,076	3
絵 入 版 本	3,594	10
近 代 版 画	14,273	32
現 代 美 術	11,072	4
合 計	31,251	50

(7)美術品の情報開示について

(意見)

毎年度公表される「千葉市財産に関する調書」には、地方自治法施行規則第16条の2の財産に関する調書様式に従い、公有財産としての土地建物は面積で、有価証券・債権・基金は金額で表示される。そして美術品は物品に該当するため、乗用車が台数で表示されることに準じて、点数で表示されている。

しかし、美術品には50万円のものも5,000万円のものもある。これを乗用車と同様に単に数量

のみを集計して公表することにどれだけの情報公開としての意義があるのか疑問である。美術品は減価償却もせず金額的にも重要な財産である。

情報開示において点数のみならず金額の開示についても検討されたい。

(8) 購入手続について改善すべきもの

美術品購入は から の手続を経て購入される。

財団学芸員による調査研究、情報収集

教育委員会事務局(文化課)と(財)千葉市教育振興財団との事務打ち合わせ、会議に向けて資料準備

文化課と教育委員会生涯学習部長、参事の事前打ち合わせ

「美術品等収集検討部会」：会長は生涯学習部長、以下所管課長職による収集候補作品全件の選定

部長と文化課で教育長に結果報告後、候補作品について決裁をうける

「美術品収集等庁内検討会」：会長は助役、副会長は教育長、他局長、部長で構成、1千万円以上の美術品について候補作品の最終選定

「美術品等収集審査会」：委嘱されたそれぞれの分野の外部専門家で構成、候補作品の真贋・価格の妥当性を検討

美術品等取得基金による購入の決裁：市長による年度分一括決裁

購入手続

これら一連の手続のうち、 の「美術品収集等庁内検討会」は、美術品に保険を付して美術館から運搬し、中央コミュニティセンターで開かれている。保険を付しているとはいえ美術品の損傷リスクには代えられないので美術館内で行われたい。

(9) 美術品等取得基金からの買戻について適切にすべきもの

美術品等取得基金の基金総額は10億円であるが、平成7年度より千葉市買戻予算は5億円を上限とすることとし、毎年基金から千葉市が美術品買戻を行った段階(翌年度5月頃)で現金5億円、現物5億円を維持するように運用されている。

買戻後の基金内容を現金5億円、現物の美術品5億円と金額を無理に合わせるために、1枚の絵であっても、例えばダニエルビュラン作の作品1点「Untitled」13,000,000円は平成12年度末に基金において9,955,420円が1点、物品財産として3,044,580円1点と計上されている。このように1つの美術品が予算の範囲で分割購入するような買戻形態は、物品管理として適切ではない。

また、「財産に関する調書」においてこうした物品を1点として数えることは適当ではない。買戻方法について検討されたい。

3.美術館における事務管理等について

(1) 現金管理について適切にすべきもの

現金は、「つり銭用」・「両替用」・「小口現金用」から成り、平成13年6月より各々定額で保有している。「つり銭用」現金は毎日の売上を含めたところで実査し、売上報告書上で承認を受け金種表の作成も行われている。売上については都度、美術館の口座に入金されている。「小口現金用」は殆ど動かない状況である。

「両替用」については、入出金があるにもかかわらず、金種表を作成の上承認を受ける等の日常の管理が行われていない。

現金管理において、少なくとも月末には金種表を作成の上、承認を受ける等の手続が必要である。

(2) 入場券の管理について適切にすべきもの

美術館受付販売

チケットの発行に際して、発行総数について決裁を受けており、チケットの連番管理も行われている。受付での販売チケットについては、売上報告書で確認でき、入金についても確認ができた。残ったチケットについては、廃棄済であるが、決裁等の承認手続は行われていない。

前売チケット

前売チケットは、ミュージアムショップ、市互助会等に販売を委託した際に、渡したチケットにつき納品書を取り交わしている(一部対象外もあり)。残ったチケットについては返却の事務手続を行っていない。返却を受けた前売チケットは全て廃棄されているが、廃棄についての決裁等の承認は行われていない。

無料チケット

総入場者数9,332人のキンゼイコレクション根付展では無料チケットを20,000枚作成している。作成に際し承認も受けている。手渡し分6,305枚についてはリストを作成している。無料チケットでの入場者は1,409人であった。残ったチケットの廃棄については、決裁等の承認は行われていない。

残チケットは、実際の販売枚数の根拠となるため、内部監査終了までは廃棄手続を行わず、現物の状況を検証できるようにする必要があり、あるいは廃棄するならば決裁書に廃棄枚数等記載の上、承認を受ける事で、責任の所在を明確にされたい。

また、無料チケットは20,000枚作成したが渡したものは6,305枚であり、かなりのものが廃棄処分となっている。無料チケットの作成と使用(頒布)方針を検討されたい。

(3) 固定資産(備品)の管理について改善すべきもの

千葉市の備品明細一覧表をもとに、固定資産(備品)の現品調査を任意に10件実施した。その結果、10件中備品票の無かったものが4件、番号違いのものが1件、現物がどこにあるか分からないものが2件という状況であった。また、写真室内に撮影機材が数件あったが、実施時点では全ての

備品を備品明細一覧表と照合することは出来なかった。また備品票も添付されていなかった。

固定資産(備品)については、定期的、あるいは循環的に現品調査を行い、帳簿上の資産と実物の照合を行い、当該資産の実在性を確認すると共に、簿外資産の有無を確認することが必要である。固定資産(備品)の管理体制について、改善が必要である(千葉市物品会計規則第35条、38条)。

(4) 図録(貯蔵品)の管理について適切にすべきもの

図録とは、美術館の収蔵品や企画展示の度に美術品についての解説を製本にして、販売または資料とするものである。

(財)千葉市教育振興財団ではこの図録を平成12年度末において、受託事業分として37,004千円、自主事業分として2,561千円の合計39,565千円を所蔵している。この内自主事業に係る図録については平成12年度において貯蔵品として決算書に計上されているが、受託事業に係る図録は決算に際して、図録管理状況(表)を作成し、ノートに受払記録をするのみである。

このように制度化された図録の受払台帳がなく、定期的実地棚卸の規程もなく、随時在庫数を捉えている状況である。保管場所を定め、受払台帳を作成し、資料保存用、贈呈用、販売用等を明確にし、受払管理責任者を定めるとともに、定期的(最低年1回)に棚卸を実施されたい。

(表5)平成13年3月31日現在 図録在庫表

(単位：千円)

図録名	作成時	作成数	販売単価	製作単価	在庫数	金額
千葉市受託事業分						
所蔵作品選	平成7年11月	8,000	1,800	1,357	2,072	2,811
喜多川歌麿	平成7年11月	15,000	3,000	2,600	5,484	14,258
トランキリティ展	平成8年1月	3,500	4,100	3,200	2,577	8,246
大英博物館肉筆浮世絵展	平成8年3月	3,700	2,200	1,870	473	884
祝福された四季展	平成8年4月	6,000	2,500	2,245	2,455	5,511
珠玉の日本美術展	平成8年10月	4,500	2,500	1,984	773	1,533
超克するかたち展	平成9年3月	1,500	2,800	3,266	455	1,486
菅木志雄展	平成10年5月	1,000	2,200	1,999	207	413
シルクロードのかざり展	平成10年9月	2,000	2,200	1,800	37	66
草月とその時代展	平成10年12月	1,000	2,500	2,467	132	325
日本の版画展	平成11年9月	1,000	2,500	2,444	173	422
高松次郎展	平成12年5月	1,000	2,000	1,575	161	253
菱川師宣展	平成12年10月	1,000	2,500	1,680	470	789
計		49,200			15,469	37,004
財団自主事業分						
桑山忠明展	平成8年6月	1,000	2,800	2,500	149	372
アメリカンモダンの騎手たち展	平成8年8月	1,000	2,800	2,500	170	425
アメリカンストーリー展	平成9年11月	750	2,000	1,600	278	444
イギリス工芸運動と濱田庄司展	平成10年8月	700	2,600	1,840	100	184
青木コレクション名品展	平成11年3月	1,500	2,200	1,870	266	497
ベルギー絵画20世紀の巨匠展	平成12年7月	600	2,800	2,546	230	585
パウワーコレクション浮世絵名品展	平成13年1月	1,900	2,300	1,920	27	51
計		7,450			1,220	2,561
合計		56,650			16,689	39,565

(5) 事業費(請求書)の管理について適切にすべきもの

平成13年3月の事業費の支払いについて検証したところ、支払に際して承認手続等は適正に行

われているが、請求書の日付が空白のものが見られた。空白の日付部分に、(財)千葉市教育振興財団にて日付を記入しているものもあれば、請求書上に4月の日付のあるものを、3月31日の日付に訂正しているものも見受けられた。

発生した事業費が3月の経費であるが、請求が4月になってしまうのであれば、未払計上を経理上行えば十分である。処理年度と請求書の表面を一致させたいならば、請求元にて摘要等の記載を依頼すべきである。

請求書の日付は請求日付を意味するものであり、費用計上年度と一致しなくてもそれ自体問題ではないので、請求書等の取扱いを検討されたい。

4. 付属施設の有効利用を検討すべきもの

美術館の付属施設としてさや堂・講堂・講座室・市民ギャラリーの4種類の貸室があり、平成12年度における施設の利用状況は次のようになっている

(表6)施設の利用状況(一般団体のみ)

(単位：日数)

貸室	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
さや堂	3	3	2	1			6		3		3		21
講堂	3	3	2			2	2	4	2	1	1		20
講座室	6	6	5	5	2	3	3	3	3	1	2	3	42
市民 ギャラリー	1	6	20	16		9	26	25	17		6		125
	2		24	12		6	21	24	12		6		105
	3		24	12		6	23	18	17		6		106
計	18	80	49	6	23	75	78	53	8	20	6	3	419

(表7)施設の利用状況(一般団体・市関係)

(単位：日数)

貸室	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
さや堂	3	3	15	1	2		6	2	3	15	19	22	91
講堂	5	7	6	6	6	6	6	10	5	13	17	27	114
講座室	6	7	5	5	4	10	6	4	8	6	15	15	91
市民 ギャラリー	1	6	20	16		15	26	25	17		16	12	180
	2		24	12		12	21	24	12		16	12	160
	3		24	12		12	23	18	17		16	12	161
計	20	85	66	12	51	86	85	62	16	82	87	145	797

さや堂は旧川崎銀行の建物で、市民センターとして利用していたものを、美術館の1階の内部に包摂して保存したものであり、千葉市の文化財に指定されている。現在、コンサート・演劇・写真展・不在者投票等に利用されているが、文化財として使用に制限がある等のため利用は非常に少ない。

講堂は美術館の11階にあり、レセプション等にも使える映像・音響設備等を備えた多機能な貸室である。しかしながら、講堂の一般市民の利用率は極端に少なく、年間20日である(表6)。こ

のような一般市民の利用率が極端に少ない状況のもとで、空いているときに千葉市が利用している。しかもその事務処理が簡略化しており、かつ無料(減免)となっている。

さや堂について、千葉市の指定文化財であり近代建築様式の建物を使用するに適した団体の利用の促進、又はその他の利用の方策を検討されたい。

講堂について、利用可能な態様を一般市民にさらに広報し、有効利用の方策をたて、利用を促進すべきである。

5. 美術館の利用状況について

(意見)

(1) 入場者数について

美術館の入場者数等の推移は下表のようになっている。

(表 8) 美術館の入場者数の推移 (単位：人)

項目	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
総入場者数	79,038	83,061	116,753	85,570	92,115
市民展入場者数	12,824	13,054	16,500	15,067	15,005
展覧会入場者数(-)	66,214	70,007	100,253	70,503	77,110
企画展同時入場者	-	15,760	30,948	23,048	26,208
正味入場者数(-)	66,214	54,247	69,305	47,455	50,902

(注) の企画展同時入場者は、企画展観覧により常設展が無料となり、同時入場者分について二重計上されているので控除する。

(表 9) 正味入場者数の料金別分類 (単位：人)

区分	平成8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
無料入場者数	28,069	42%	18,955	35%	20,155	29%	18,872	40%	17,368	34%
有料入場者	38,145	58%	35,292	65%	49,150	71%	28,583	60%	33,534	66%
うち規定料金入場者	34,998	53%	28,008	52%	42,578	61%	24,470	51%	27,557	54%
うち割引入場者	3,147	5%	7,284	13%	6,572	10%	4,113	9%	5,977	12%

(表 10) 有料入場者数の内訳 (単位：人)

区分	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
企画展入場者数	36,263	33,549	47,240	27,722	30,596
うち千葉市受託事業	24,227	7,802	13,975	10,259	15,186
一日あたり人数	224	62	103	100	134
うち団体自主事業	12,036	25,747	33,265	17,463	15,410
一日あたり人数	84	183	496	134	161
所蔵作品展(常設展)入場者数	1,882	1,743	1,910	861	2,938
一日あたり人数	11	15	18	5	12

趨勢的には、総入場者数(表 8)は増加しているが、市民展と、企画展の同時入場者を除いた美術館への正味の展覧会入場者数が減少傾向にある(表 8)。

展覧会入場者数を料金別に分類すると、無料入場者が多く、平成 12 年度は 34%となっている(表 9)。

平成 12 年度の 1 日あたり平均有料入場者数は千葉市受託事業では 134 人(年間 113 日)、団体の自主事業では 161 人(年間 96 日)であるが、所蔵作品展(常設展)のみの有料入場者数は 12 人(年間 246 日)となっており、この 5 年間は 1 日あたり平均 20 人未満である(表 10)。

アンケートによると、「他の多くの人にも見てもらいたい」「東京都内にもっと知らせてほしい」「上京の都度なるべく参観して 5、6 度きている(愛知県在住)」等の声もあることから、広報のあり方と範囲について検討されたい。

また、美術館の今後の運営の改善に役立てるために、毎回継続的にアンケートを実施し、各企画展の入場者の評価が比較可能なようにアンケート内容を見直し、これを集計し比較検討する体制を確立されたい。

美術品収蔵方針に適合した特殊性の強い展示で千葉市美術館の個性を確立させることもさることながら、他方で一般的な企画も取り入れ、公立美術館として市民の多様なニーズに適合した展示を企画し入場者の増加に努められたい。

(2)入館料(常設展)について

常設展入館料の、他自治体公立美術館との比較は以下のようになっている。

なお、千葉市美術館の企画展は 800 円から 1,000 円である。国・東京都は 1,200 円から 1,300 円である。

(表 11) 常設展の入館料の比較 (単位：円)

施設名	個人			団体		
	一般	高大生	小中生	一般	高大生	小中生
千葉市美術館	200	150	100	160	120	80
千葉県立美術館	無料	無料	無料	無料	無料	無料
東京都現代美術館	500		250	400		200
川崎市市民ミュージアム	300	100		270	90	
横浜美術館	500	300	100	400	240	80
名古屋市美術館	300	200		250	150	
広島市現代美術館	320	240	150	250	190	120
仙台市博物館	400	200	100	320	160	80
北九州市立美術館	150	100	50	120	80	40

千葉市は、相対的に低料金である。入館料は開館時（平成 7 年度）より変わらない。

企画展では、無料チケットによる入場者もあり、学習に利用した場合入館無料となっている。

この結果、無料入場者数は、平成 12 年度で 34% になっている（表 9）。

また、平成 14 年度より総合的な学習時間の実施による学習用入館料の無料化という国の考え方もあり、無料入場者は増加が見込まれる。このような美術館外部の政策的要因による入館料の免除分は、千葉市で予算計上し、美術館に付け替える措置等を行い、美術館独自の業績評価につながるような体系にすることが望ましい。

また現在、企画展を観覧した場合、常設展の観覧は一律無料となっているが、その内容に応じて料金体系について検討されたい。

税によって美術品を購入し、低料金で市民が観覧できるようにすることが公共美術館の使命であるが、他方で受益者負担の原則もあり、保管運営のコストを多少は賄える料金体系にすることも必要である。

その前提として美術館独自の業績評価が算定できるような自立した収入体系に調整することが必要である。

第5. トータルコストについて

(意見)

現在、千葉市美術館は、教育委員会生涯学習部文化課の所管のもとで、千葉市の出資法人である、(財)千葉市教育振興財団が管理運営を行っている。

千葉市では、管理委託費と補助金を(財)千葉市教育振興財団に支出し、建物施設を提供し、その大規模修繕等が生じた場合は支出することになっている。(財)千葉市教育振興財団では、これを収入として受入れ、運営管理費に計上している。(財)千葉市教育振興財団では公益法人会計方式で会計を行っているが、市は単式簿記の収支会計であるので、施設の減価償却費等は計上されない。よって、美術館に係るすべての収益と費用を事業年度毎に集計し、その真の業績ないし、税負担額を計算するのがトータルコスト計算である。

美術館について、減価償却費と公債利子を試算し集計したものが(表12)である。

(表12) 千葉市美術館のトータルコスト計算表 (単位：千円)

区 分		平成10年度	割合	平成11年度	割合	平成12年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市使用料		12,998	1%	9,018	1%	14,313	1%
施設使用料		2,823	0%	4,253	0%	3,541	0%
千葉市 計		15,821	1%	13,271	1%	17,854	2%
財 団							
財団事業収入		217,322	19%	191,025	18%	172,006	17%
補助金等収入		208,168	19%	204,227	19%	192,462	19%
その他収入		5,495	0%	5,641	1%	3,043	0%
財団 計		430,987	38%	400,893	37%	367,511	36%
控除 委託費・補助金		-388,974	-35%	-374,744	-35%	-346,400	-34%
収 益 計 + -	(A)	57,834	5%	39,420	4%	38,965	4%
施設運営費							0%
千葉市			0%		0%		0%
委託費		180,816	16%	170,517	16%	153,938	15%
補助金		208,158	19%	204,227	19%	192,462	19%
千葉市 計		388,974	35%	374,744	35%	346,400	34%
財 団							0%
事業費		390,103	35%	380,249	35%	348,082	34%
管理費		38,461	3%	19,334	2%	18,133	2%
その他		1,494	0%	784	0%	652	0%
財団 計		430,058	38%	400,368	37%	366,868	36%
控除 委託費・補助金		-388,974	-35%	-374,744	-35%	-346,400	-34%
施設運営費計 + -	(1)	430,058	38%	400,368	37%	366,868	36%
千葉市設備関係費	(2)	693,635	62%	677,023	63%	660,018	64%
トータルコスト(1) + (2)	(B)	1,123,693	100%	1,077,391	100%	1,026,886	100%
税負担額 (B) - (A)		1,065,859	95%	1,037,971	96%	987,921	96%

(注) 千葉市設備関係費

区 分		平成10年度	平成11年度	平成12年度
建物・備品等		10,860,613	10,860,613	10,860,613
減価償却費		274,819	274,819	274,819
公債発行額		10,430,000	10,430,000	10,430,000
支払利息		418,816	402,204	385,199
千葉市設備関係費 +	(2)	693,635	677,023	660,018

(図2) トータルコストの概念図

(単位百万円)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	《費用》	《収益》	《費用》	《収益》	《費用》	《収益》
千葉市分	支払利息	418	支払利息	42	支払利息	36
	減価償却費	274	減価償却費	274	減価償却費	274
	税金負担額	105	税金負担額	103	税金負担額	97
	補助金	28	補助金	24	補助金	19
	委託費	180	委託費	170	委託費	153
	千葉市使用料収入	15	千葉市使用料収入	13	千葉市使用料収入	17
千葉市教育振興財団分	支出	430	支出	400	支出	366
	補助金収入	28	補助金収入	24	補助金収入	19
	受託料収入	180	受託料収入	170	受託料収入	153
	その他	41	その他	26	その他	21

この表によると、千葉市の美術館運営費は平成12年度で3億46百万円であり、(財)千葉市教育振興財団の計算書からみれば3億66百万円であるが、その他に設備関係費が6億60百万円あるので、美術館運営に係るすべての収入からすべての費用を差し引いた金額が費用超過であり、それは税で負担されることとなる。平成12年度における千葉市税負担額は9億87百万円である。

一人あたり利用者の立場から見れば、平成12年度は14,989円の税の負担がなされていることとなる(表13)。

(表13)利用者1人あたりに対する税負担額

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
税負担額 (千円)	1,065,871	1,037,970	987,920
美術館入場者数(人)	69,305	47,455	50,902
市民展入場者数(人)	16,500	15,067	15,005
計	85,805	62,522	65,907
1人あたり負担額(円)	12,422	16,601	14,989

また、千葉市の税負担者として1世帯あたり負担額から見ると、平成12年度は2,821円の税の負担を行っていることとなる(表14)。

(表 14)千葉市民 1 世帯あたりの税負担額

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
税負担額 (千円)	1,065,871	1,037,970	987,920
世帯数	337,158	344,905	350,173
1 世帯あたり負担額 (円)	3,161	3,009	2,821

このように、千葉市は、市民の文化・芸術に係るサービスを低廉な価格で提供している背景には多額の税負担があることを認識し、これを広く市民に広報し、その支持を得なければならない。

一方で、民間に任せておいては決して保証されないような浮世絵や現代美術に係る高いレベルの研究活動や、歴史を越えた保全維持にかかる税の負担について市民の理解を得るためにも、毎年トータルコストを算定する手続を定め、インターネット等も含め、広く情報開示について検討されたい。